

特別な場合の資格審査制度について

特別な場合の資格審査とは何ですか？

➡ 単体として登録された企業が、以下に該当することとなった場合、「再度の競争参加資格審査の申請（再認定）」という手続きがあります。新規の認定の場合も、以下に該当する場合は同様に再認定手続きをお願いします。

1. 更生手続開始等の決定後の申請
(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定)
2. 合併等により設立された会社の申請
3. グループ経営事項審査結果に基づく建設業者の申請
4. 持株会社経営事項審査結果に基づく建設業者の申請

どうやって届け出たらいいですか？

➡ 様式に必要事項を記載して、郵送で提出してください。
様式は、防衛省・自衛隊HPからダウンロードできます。

どこに提出したらいいですか？

➡ **本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局**で受け付けています。（他の地方防衛局や防衛省本省では受け付けできませんのでご注意ください。）

手続きについて、どこに質問したらいいですか？

どんな添付書類が必要ですか？
様式の記載方法がわからない・・・など

➡ **提出先の地方防衛局**にお問い合わせください。

※本手引きは、競争参加資格審査申請書提出要領の概要をまとめたものです。詳細は、同要領をご確認ください。（防衛省・自衛隊HPに掲載しています）

1. 更生手続開始等の決定後の申請

（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定）

[申請書類]

- ① 再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書
- ② 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1-1、様式1-2)
- ③ 営業所一覧表(様式2)
- ④ 総合評定値通知書等の写し(更生手続開始決定日以降又は再生手続開始決定日以降を審査基準日とするもの)
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書
- ⑥ 更生手続開始決定日以降又は再生手続開始決定日以降に定款、役員等の変更があった場合は当該変更を証明できる書類
- ⑦ 納税証明書の写し
- ⑧ 切手を貼り付けた定型形封筒

【再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書】記載例

再度の一般競争(指名競争)参加資格審査の申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛省 整備計画局
施設計画課長 殿

登録番号 1-04-50001
住所 〒162-8862
東京都新宿区市谷本村町5-1
商号又は名称 (株)防衛建設
代表者氏名 防衛太郎

)申請書
令和〇〇年〇〇月〇〇日

4-50001
52-8860
新宿区市谷本村町5-1
衛建設
太郎

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定(又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定)を受けましたので、再度の一般競争(指名競争)参加資格の審査を申請します。

[1. 記載例]

建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る一般競争(指名競争)参加資格審査について、再度の申請を希望します。

当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者で現在、一般競争(指名競争)参加資格に登録している会社名等は下記のとおりです。

記			
登録番号	会社名	代表者名	住所
1-04-45678	(株)〇〇建設	〇〇 〇〇	東京都〇〇区〇-〇〇
1-04-10001	(株)〇〇興業	〇〇 〇〇	東京都〇〇区〇-〇〇

[3. 記載例]

【再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書】記載例

再度の一般競争(指名競争)参加資格審査の申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛省 整備計画局
施設計画課長 殿

登録番号 1-04-50001
〒162-8860
住所 東京都新宿区市谷本村町5-1
商号又は名称 (株)防衛建設
代表者氏名 防衛太郎

一般競争(指名競争)参加資格の特例取扱いを希望するので、再度の競争参加資格の審査を申請します。

なお、合併等の形態及び合併当事会社等は、下記のとおりです。

記

1 合併等の形態(該当する形態を○で囲んでください)

合併新設会社 合併存続会社 分割承継会社
子会社 承継譲受会社 譲受会社

2 合併当事会社等

登録番号	会社名	代表者名	住所
1-04-50001	(株)防衛建設	防衛 太郎	東京都新宿区市谷本村町5-1
1-04-50002	(株)千代田建設	千代田 太郎	東京都千代田区霞が関3-1-1

3 合併等年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

)記載例
令和〇〇年〇〇月〇〇日

4-50001
52-8860
新宿区市谷本村町5-1
防衛建設
太郎

[2. 記載例]

建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)附則六の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る一般競争(指名競争)参加資格審査について、再度の申請を希望します。

当該企業集団の持株会社及び当該企業集団に属する建設業者で現在、一般競争(指名競争)参加資格に登録している会社名等は下記のとおりです。

記			
登録番号	会社名	代表者名	住所
1-04-45678	(株)〇〇建設	〇〇 〇〇	東京都〇〇区〇-〇〇
1-04-10001	(株)〇〇興業	〇〇 〇〇	東京都〇〇区〇-〇〇

[4. 記載例]

2. 合併等により設立された会社の申請

(1) 合併等により設立された会社とは、次の①から⑤までに該当する場合をいいます。

- ① 合併による新設会社（合併新設会社）又は吸収合併後に存続する会社（合併存続会社）
- ② 親会社が建設業に係る事業を譲渡するために新設した子会社
- ③ 他の会社から建設業に係る事業を譲渡された新設会社（承継譲受会社）
- ④ 他の会社から建設業に係る事業を譲渡された会社（③を除く）（譲受会社）
- ⑤ 会社分割により、分割会社の建設業に係る事業を承継した会社（分割承継会社）

(2) 技術評価数値算出における特例措置

- ① 合併新設会社・合併存続会社は、技術評価数値の算出及び施工実績について、合併当事者会社を一つの会社とみなして審査します。
- ② 事業譲渡、会社分割等において、建設業に係る事業の全部を譲渡される等、合併と同等とみなし得る場合には、①と同様に、関連する2社を一つの会社とみなして審査します。
例) 親会社と子会社を一つの会社とみなして子会社の技術評価数値を算出

(3) 総合審査数値算出における特例加算措置

当事者会社全てが防衛省有資格者の場合における合併新設会社、合併吸収会社その他建設業に係る事業の全部を譲渡される等合併と同等とみなし得る会社については、希望工事種別ごとの総合審査数値を加算します。

(4) 申請書類等

- ① 再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書
- ② 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1-1、様式1-2)
- ③ 営業所一覧表(様式2)
- ④ 総合評定値通知書等の写し(合併等を行った日を基準日とするもの)
- ⑤ 納税証明書の写し
- ⑥ 合併等の事実を証明する書類(合併契約書等)
- ⑦ 切手を貼り付けた定型形封筒

3. グループ経営事項審査結果に基づく会社の申請

(1) グループ経営事項審査とは

建設産業の再編の促進に向けた具体的施策の一つとして国土交通省が実施する、グループ再編を行った場合に経営事項審査の特例措置を適用する制度です。防衛省では、グループ経営事項審査を受けた企業集団の代表建設業者に限り、総合評価数値の加算措置を行っています。

(2) 申請書類等

- ① 再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書
- ② 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事）(様式1-1)
- ③ 営業所一覧表(様式2)
- ④ 総合評定値通知書等の写し(グループ評価と明記されたもの)
- ⑤ 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し
- ⑥ 切手を貼り付けた定型形封筒

[留意事項]

- 本項による再認定を申請した場合、代表建設業者が従前取得していた競争参加資格は取り消します。
- また、企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が既に競争参加資格を取得しているときは、これらの建設業者の競争参加資格を取り消すものとします。

4. 持株会社経営事項審査結果に基づく会社の申請

(1) 持株会社経営事項審査とは

持株会社の子会社を対象として国土交通省が実施する経営事項審査の特例措置の一つです。防衛省では、持株会社経営事項審査を受けた会社に対して、総合評価数値の加算措置を行っています。

(2) 申請書類等

- ① 再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書
- ② 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事）(様式1-1、様式1-2)
- ③ 営業所一覧表(様式2)
- ④ 総合評定値通知書等の写し(持株会社化経審と明記されたもの)
- ⑤ 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し
- ⑥ 切手を貼り付けた定型形封筒